

ヒルフェ通信(11月号)

❀ そっと寄り添いやさしくサポート ❀

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は高齢者、精神障がい者、知的障がい者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として、東京都行政書士会が設立した法人です。



◆速報！特別研修予告

令和4年12月21日(水)14:00～2時間程度
東京家庭裁判所主任書記官 澤村達宏氏等の特別研修(2部構成)を予定しています。
詳細は、12月号にて！！

◆事務所移転のご案内

東京都行政書士会の、行政書士会館リノベーション(改築)に伴い、ヒルフェでも下記に事務所を一時移転して業務を行っております。東京都行政書士会と同じ、4Fフロアに事務所を設置しておりますのでご案内いたします。

〒150-0045 東京都渋谷区神泉町8-16
渋谷ファーストプレイス4階
交通:京王井の頭線 神泉駅徒歩4分、渋谷駅徒歩9分

※電話番号(03-3476-5131)・FAX番号(03-3476-5137)は変更ありません。
※移転先は現行政書士会館より徒歩3分となります。



◆第17期社団基礎研修が始まりました

9月より、第17期社団基礎研修が始まっています。今年度は3年ぶりにライブ研修(補講はビデオによる)を実施することができました。

またカリキュラムも一部改定し、第1回では入会前にヒルフェを知っていただくべく、定款や規則の説明や各組織の業務などの案内をいたしました。また、成年後見と密接な関係にある「相続・遺言の実務について」や、実際に任意後見の相談を受けてからの業務の流れを、ヒルフェの書式や規則に沿って説明いただく科目も新たに創設しております。

1月の効果測定、2月の面接まで、長丁場になりますがたくさんの仲間が増えることを期待したいと思います。(研修部 高山久美子)

◆東京家庭裁判所より後見センターレポートVol.27が追加されました

令和4年8月31付で後見センターレポートVol.27が追加されております。後見事務を行うに当たっての留意点Part.3として、高い頻度で寄せられる質問4項目について紹介しておりますのでご確認ください。

- 1 本人が親族等に贈与等をする場合
- 2 立替金の精算について
- 3 遺産分割をするとき
- 4 本人の居住用不動産を処分するとき



詳しくは後見センターレポートを御覧ください。

<https://www.courts.go.jp/tokyo-f/vc-files/tokyo-f/kouken/030227.pdf>